

令和5年7月9日

生命共済制度
加入事業所 各 位

高松商工会議所

新型コロナウイルス感染症における 生命共済制度見舞金（病気入院）の取扱変更について

当所生命共済制度では、新型コロナウイルス感染症と診断された加入者に対し、医療機関の事情等により自宅や宿泊施設等で療養をされた場合について、「みなし入院」として病気入院見舞金のお支払対象とする特別取扱を実施していましたが、政府方針のとおり、2023年5月8日以降は5類感染症に変更となりましたので、特別取扱を終了致します。

- ①5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関への入院時のお支払いの対象となります。
- ②5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方は、これまで通りご請求いただけます。

※「みなし入院」の対象

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)		
臨時施設ま たは自宅で の療養をさ れた場合	重症化リスクの 高い方(※1)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

(※1) 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

【本件に関するお問合せ先】

高松商工会議所 会員活動推進課 TEL:087-825-3501